

令和4年生駒市議会（第5回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

令和4年9月2日

生 駒 市

令和4年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

（ 追 送 分 ）

議案番号	議 案 名	頁
報告第 7 号	令和3年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1～3
報告第 8 号	令和3年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4～6
議案第 62 号	令和3年度生駒市一般会計決算の認定について	7
議案第 63 号	令和3年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	8
議案第 64 号	令和3年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	9
議案第 65 号	令和3年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	10
議案第 66 号	令和3年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	11
議案第 67 号	令和3年度生駒市水道事業会計決算の認定について	12
議案第 68 号	令和3年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	13
議案第 69 号	令和3年度生駒市病院事業会計決算の認定について	14
議案第 70 号	令和4年度生駒市一般会計補正予算（第6回）	15～25
議案第 71 号	生駒市こども未来基金条例の制定について	26～27

令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.09)	— (17.09)	3.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 8 9 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子
生駒市監査委員 福 中 眞 美

令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和3年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月24日まで

第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位：%)

比率名	令和3年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.09
連結実質赤字比率	—	17.09
実質公債費比率	3.9	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

令和3年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 9 0 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子
生駒市監査委員 福 中 眞 美

令和 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による令和 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和3年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和4年7月8日から令和4年8月24日まで

第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位:%)

特別会計の名称	令和3年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

上記のように、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 62 号

令和 3 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 63 号

令和 3 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 64 号

令和 3 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 65 号

令和 3 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 66 号

令和 3 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 67 号

令和 3 年度生駒市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
令和 3 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 68 号

令和3年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度生駒市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和3年度生駒市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 69 号

令和 3 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
令和 3 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 70 号

令和4年度生駒市一般会計補正予算（第6回）

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,076,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,741,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,400,168	974	7,401,142
	2 国庫補助金	2,248,353	974	2,249,327
20 繰越金		800,140	2,074,797	2,874,937
	1 繰越金	800,140	2,074,797	2,874,937
21 諸収入		923,247	242	923,489
	4 雑入	915,177	242	915,419
歳 入 合 計		41,665,038	2,076,013	43,741,051

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,346,188	1,102,986	5,449,174
	1 総務管理費	3,380,921	1,098,872	4,479,793
	3 戸籍住民基本台帳費	268,429	4,114	272,543
3 民生費		16,696,923	815,027	17,511,950
	1 社会福祉費	7,740,825	14,597	7,755,422
	2 児童福祉費	7,000,006	800,430	7,800,436

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,418,448	14,613	6,433,061
	1 保健衛生費	3,738,266	14,613	3,752,879
6 土木費		3,567,357	71,540	3,638,897
	3 都市計画費	914,381	71,540	985,921
8 教育費		5,047,111	71,847	5,118,958
	1 教育総務費	430,487	1,959	432,446
	2 小学校費	433,695	13,046	446,741
	3 中学校費	321,527	2,772	324,299
	4 幼稚園費	894,915	4,583	899,498
	5 社会教育費	1,000,189	18,666	1,018,855
	6 保健体育費	1,966,298	30,821	1,997,119
歳 出 合 計		41,665,038	2,076,013	43,741,051

第 2 表 繰越明許費補正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 事 業	11,462
	社会教育費	生涯学習施設整備事業	13,838

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
2 民生費国庫補助金	844,406	215	844,621	2 児童福祉費補助金	215	母子自立支援事業補助金
3 衛生費国庫補助金	473,710	759	474,469	1 保健衛生費補助金	759	母子保健衛生費補助金
計	2,248,353	974	2,249,327			

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 繰越金	800,140	2,074,797	2,874,937	1 繰越金	2,074,797	前年度繰越金
計	800,140	2,074,797	2,874,937			

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
4 雑入	913,566	242	913,808	4 雑入	242	各種がん検診等個人負担金
計	915,177	242	915,419			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 一般管理費	2,057,260	3,923	2,061,183			3,923	10 需用費 17 備品購入費	消耗品費 情報用備品	
5 財産管理費	781,904	1,094,949	1,876,853			1,094,949	14 工事請負費 24 積立金	庁舎整備等工事 減債基金 公共施設等総合管理基金	
計	3,380,921	1,098,872	4,479,793			1,098,872			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	267,439	4,114	271,553			4,114	12 委託料 17 備品購入費	庁舎設備管理業務等委託料 事務用備品	
計	268,429	4,114	272,543			4,114			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
4 老人福祉費	498,874	14,597	513,471			14,597	10 需用費	修繕料	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国県支出金	地方債			
計	7,740,825	14,597	7,755,422			14,597			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国県支出金	地方債			
1 児童福祉総務費	3,005,650	800,000	3,805,650			800,000	24 積立金	こども未来基金	
4 母子父子福祉費	340,383	430	340,813	215 (国補)		215	18 負担金補助及び交付金	養育費確保支援事業補助金	
計	7,000,006	800,430	7,800,436	215		800,215			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国県支出金	地方債			
1 保健衛生総務費	1,921,934	1,761	1,923,695	759 (国補)		242 (諸)	12 委託料	産後ケア事業委託料	
2 予防費	1,531,242	3,520	1,534,762			3,520	10 需用費	消耗品費	
3 健康センター管理費	53,003	9,332	62,335			9,332	10 需用費	修繕料	
計	3,738,266	14,613	3,752,879	759		242	14 工事請負費	施設整備工事	

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
2 公園整備費	677,222	71,540	748,762			71,540	12 委託料	50,000 公園・街路樹維持管理委託料	
計	914,381	71,540	985,921			71,540	14 工事請負費	21,540 公園等整備・補修工事	

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
2 心の教育活動 事業費	39,168	1,959	41,127			1,959	1 報酬	1,146 パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	69	
							8 旅費	75 普通旅費 費用弁償	26 49
							10 需用費	219 消耗品費	
							17 備品購入費	450 学校用備品	
計	430,487	1,959	432,446			1,959			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 債			
1 学校管理費	329,981	13,046	343,027			13,046	14 工事請負費	13,046 学校施設改修工事	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
計	433,695	13,046	446,741			13,046			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
1 学校管理費	209,646	2,772	212,418			2,772	14 工事請負費	学校施設改修工事	
計	321,527	2,772	324,299			2,772			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
1 幼稚園費	830,215	4,583	834,798			4,583	14 工事請負費	各園施設整備工事	
計	894,915	4,583	899,498			4,583			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
2 生涯学習施設費	471,013	14,775	485,788			14,775	12 委託料	調査委託料 設計・監理等委託料	
3 図書館費	323,934	3,891	327,825			3,891	14 工事請負費	生涯学習施設整備工事	
							10 需用費	消耗品費	
							11 役務費	自動車保険料	

												12 委託料	52	図書館システム等業務委託料
												17 備品購入費	3,713	事務用備品 公用車 図書館用備品
												26 公課費	11	自動車重量税
計	1,000,189	18,666	1,018,855						18,666					

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	一般財源				
					国庫支出金	地方債			
2 体育施設費	355,217	30,821	386,038			30,821	12 委託料	110	調査委託料
計	1,966,298	30,821	1,997,119			30,821	14 工事請負費	30,711	各体育施設改修工事

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(708) 800	773,962	3,136,701	2,385,810	6,296,473	7,441,231	
補 正 前	(707) 800	772,816	3,136,701	2,385,741	6,295,258	7,440,016	
比 較	(1) 0	1,146	0	69	1,215	1,215	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 員 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補正後		73,440	119,172	2,976	197,104	1,097
補正前		73,440	119,172	2,976	197,104	1,097	204,183	32,443
比 較		0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,578	648	77,782	48,282	281,500	809,453	530,152
7,578	648	77,782	48,282	281,500	809,384	530,152
0	0	0	0	0	69	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	1,146	その他の増減分 1,146	採用に伴う増	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	業務に伴う増に 業量増加分	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
			扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
			夜間勤務手当 単身赴任手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	会計年度任用職員	69	採用に伴う増	
		その他の増減分		

生駒市こども未来基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市こども未来基金条例

(設置)

第1条 安心してこどもを育てることができる環境づくりを推進し、及び本市の未来を担うこどもたちの健やかな成長に資するための教育環境を整備する事業の資金に充てるため、生駒市こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。